

上尾市立中学校に係る  
**部活動の方針**



平成30年12月策定  
令和 7年 2月改訂  
上尾市教育委員会



# 目 次

上尾市立中学校に係る部活動の方針の改訂の趣旨等	・・・ 1
1 適切な運営のための体制整備	・・・ 2
(1) 学校部活動に関する方針の策定	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	・・・ 3
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引等の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定	・・・ 5
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	・・・ 6
5 学校部活動の地域連携	・・・ 7
6 熱中症事故防止の徹底	・・・ 8
7 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し	・・・ 9
終わりに	・・・ 10
《参考》「部活動用指導手引」等を活用した適切な指導の実施に向けて	・・・ 11
《別添》(写) 部活動等における熱中症事故防止の徹底について (通知)	・・・ 12

# 上尾市立中学校に係る部活動の方針

平成30年12月策定

令和7年2月改訂

## 上尾市立中学校に係る部活動の方針の改訂の趣旨等

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支援により、本市のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- 一方、今後少子化の中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し改革に取り組み、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- これまで上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、平成30年にスポーツ庁及び文化庁が示した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、埼玉県が示した「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、「上尾市立中学校に係る部活動の方針」（平成30年12月策定・令和6年3月改訂）を策定し、適切な部活動の実施に取り組んできた。
- そのような中、国は、中学校の休日の学校部活動を段階的に地域クラブ活動に移行する考え方を示し、令和4年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定した。
- また、令和6年3月、埼玉県教育委員会では国のガイドラインに則り、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）を改定した。
- 今後、中学校の休日の学校部活動を地域クラブ活動に移行していくに当たっては、学校部活動についても、参加が任意であることを前提とし、多様なニーズを踏まえ適切に実施することが一層重要となる。
- そこで、教育委員会では、これからの部活動の在り方を示すため、新たに示された国のガイドライン及び県方針を参考に「上尾市立中学校における部活動の方針」を改訂する。なお、改訂前に引き続き、「市方針」は、運動部と文化部を対象とした学校部活動全体の方針とする。
- 「市方針」は、生徒にとって望ましいスポーツ、文化芸術活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、学習指導要領の趣旨を踏まえ、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すものである。
- このたび改訂した「市方針」については、上尾市立中学校における学校部活動のみを対象とする。なお、本市における休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行については、令和6年5月に策定した「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」に基づき推進することとする。
- 教育委員会は、「市方針」に基づく学校部活動の取組状況について、定期的に確認し、必要に応じて指導・支援を行う。
- 学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校は、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容等について配慮する。

# 1 適切な運営のための体制整備

## (1) 学校部活動の方針の策定

- ア 校長は、市方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、前記ア、イの年間の活動方針並びに毎月の活動計画及び活動実績等を学校のホームページ等への掲載により公表する。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、アッピー部活動コーチ（※1）、アッピー部活動サポーター（※2）等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう「2人顧問制を維持できる部活動数」を限度として、部活動数を調整する。調整に当たっては、生徒が大会のみに参加する種目（柔道や新体操など）を担当する教師がいることについても考慮する。
  - イ 校長は、教師を部顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、アッピー部活動コーチやアッピー部活動サポーター等の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
  - ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
  - エ 教育委員会は、部顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
  - オ 教育委員会は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
  - カ 教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、アッピー部活動コーチを任用し、学校に配置する。また、教師ではなくアッピー部活動コーチが顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。
  - キ 教育委員会は、アッピー部活動コーチ及びアッピー部活動サポーターの任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、サービス（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- ※1：「アッピー部活動コーチ」とは、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、学校外での活動（大会・練習試合等）の引率や、生徒指導に係る対応等を行う部活動指導員である。
- ※2：「アッピー部活動サポーター」は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動の技術的な指導や支援を行う外部指導者である。なお、校内に教員がいる場合、単独での指導を可能とする。（練習試合等に係る単独での引率は不可）

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長、部顧問、アッピ一部活動コーチ及びアッピ一部活動サポーター等は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害や文化部活動中の障害、外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」を参照し指導を行う。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

学校部活動の指導において、部顧問、アッピ一部活動コーチ及びアッピ一部活動サポーター等による以下（例）のような発言や行為は体罰等として許されないものである。上級生、下級生等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

#### 【例】

(ア) 殴る、蹴る等。

(イ) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

- ・長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。

- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動をさせる。

- ・武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。

- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

(ウ) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

(エ) セクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。

- ・指導に当たり必要性や適切さを超えて身体接触を行う。

- ・身体や容姿に関わることや人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

(オ) 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

イ 運動部活動の部顧問、アッピ一部活動コーチ及びアッピ一部活動サポーター等は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、競技種目や各分野の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部顧問、アッピ一部活動コーチ及びアッピ一部活動サポーター等は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を

正しく理解し、各分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部顧問、アッピ一部活動コーチ及びアッピ一部活動サポーター等は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

オ 成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、生徒の休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

## (2) 部活動用指導手引等の普及・活用

部顧問、アッピ一部活動コーチ及びアッピ一部活動サポーター等は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体又は部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引等を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

### 3 適切な休養日等の設定

- (1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。

(ア) 平日は少なくとも1日以上を休養日とする。

(イ) 土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。また、部活動は、原則「土曜日に実施する」こととする。

※なお、日曜日は、AGEO地域クラブが学校施設を利用した地域クラブ活動を実施するため、学校部活動として学校施設を使用することはできない。

※週末両日ともに、大会等への参加のため活動した場合の休養日の振り替えは、原則として、翌週の週末に振り替えることとする。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間(7日間)以上の休養期間(オフシーズン)を設定する。

※なお、長期休業中も、日曜日はAGEO地域クラブが学校施設を利用した地域クラブ活動を実施するため、学校部活動として学校施設を使用することはできない。

ウ 平日の活動時間は、2時間を限度とする。また、朝練習は実施しないこととする。なお、下校時刻の限度を以下のとおり設定する。

【 4月から新人体育大会まで 】午後6時00分

【 新人体育大会後から1月まで 】午後5時00分

【 2月から3月まで 】午後5時30分

エ 学校の休業日(学期中の週末を含む)の活動時間は、練習の場合は3時間、試合等の場合は、移動や待機時間等を含めず、3時間を限度とする。(大会・コンクール等に出場する場合を除く。)

オ 学校閉庁日は、休養日とする。但し、全国中学校体育大会に出場する場合は、この限りではない。

カ 祝日は、原則として、休養日とする。但し、大会・コンクール等に出場する場合や祝日が連続する場合を除く。また、土曜日が祝日となっている場合等は、翌日の日曜日と振り替えて、活動を行うことは差し支えない。

キ 学校行事の実施等による振替休業日は、休養日とする。

ク 平日、学校の休業日ともに、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- (2) 教育委員会は、下記(3)に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- (3) 校長は、教育委員会が策定した本方針に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。
- (4) 校長は、学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日(「ノー部活動デー」)を設定すること等を検討する。

## 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- (1) 校長は、学校の指導体制等において、技能等の向上や大会等で好成績を収めることを目指す活動のみならず、性別や障害の有無を問わず、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。
- (例 運動部活動)
- ア 複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
  - イ 競技志向ではなく、レクリエーション志向で行う活動
  - ウ 体力づくりを目的とした活動
  - エ 生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動
- (例 文化部活動)
- ア 体験教室などの活動
  - イ レクリエーション的な活動
  - ウ 生涯の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアートの活動
  - エ 生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動
- (2) 教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、アッピ一部活動コーチやアッピ一部活動サポーター等が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等を推進する。
- (3) 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題設定や挑戦することを大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くする等の工夫や配慮をする。
- (4) 教育委員会は部活動方針により、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを示し、校長は生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、今後、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう検討する。

## 5 学校部活動の地域連携

- (1) 教育委員会及び校長は、部活動における地域連携の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- (2) 教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設けることとする。
- (3) 教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の部活動については、休日の練習を共同で実施するなど段階的に地域連携・地域移行を進める。休日に限らず、平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する機会を増やす。
- (4) 教育委員会及び校長は、部活動だけでなく、地域で実施されている既存のスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

## 6 熱中症事故防止の徹底

別添写し（令和5年8月4日付け上教指第932号）のとおり、部活動における熱中症事故防止に万全を期す。

### (1) 気象条件に留意した計画と指導

ア 実施の期日や活動時間帯、内容などの計画を立てるに当たっては、熱中症警戒アラートの発令時や、暑さ指数（WBGT）が31以上の時、最高気温が摂氏（以下同様）35℃以上の予報が出された場合や、活動中に35℃以上になった場合について基本的に中止を前提とした判断をするなど、生徒の安全確保を最優先とすること。

イ 暑さ指数（WBGT）が31未満の場合や、気温が35℃未満の場合でも、湿度や日差しの気象条件に注意を払い、休憩や水分補給を適切に行うなど予防策を講じること。

ウ 活動場所に温度計や湿球黒球温度計（WBGT測定器）を設置するなど、活動中の気温や湿度等の変化を確実に把握し、熱中症予防に努めること。WBGTは、温度や湿度などの複数の環境要素を合わせて測定していることを踏まえ、活動場所ごと、活動時間ごとに測定すること。

エ 暑さ指数（WBGT）の計測結果を記録すること。

※別添「熱中症予防に係る活動記録簿」を必要に応じて活用する。

オ 部活動を実施するに当たっては、気象状況に応じて活動時間を短縮することや休憩頻度を増やすことなどに配慮するとともに、生徒が無理に参加することのないよう配慮すること。

カ 部顧問やアッピ一部活動コーチ等は活動前、活動中、活動後の生徒の体調管理を確実にすること。

キ 活動後は、木陰や涼しい環境（エアコンのある教室等）で、生徒に水分補給をさせながら健康観察を行うこと。また、心身のクールダウンを図り、十分に休息時間を確保すること。

ク 室内等の活動では、学校環境衛生基準においては、教室等の温度は28℃以下であることが望ましいとされている。温熱環境は温度、相対湿度、気流等によって影響を受けるため、温度のみでなく、その他の環境条件や児童生徒等の健康状態も考慮した上で総合的な対応が求められる。空調設備が設置された教室では、空調設備を利用して室内の温度を適切に管理すること。また、空調設備が設置されていない教室等では、換気や扇風機等の使用を行った上で、適宜水分補給を行うよう指導すること。

### (2) 登下校や移動時の留意事項

ア 登下校や移動時も、自分の体調を確認し、こまめな水分補給や休憩をとることを生徒に指導すること。

イ なるべく複数で登下校や移動を行い、お互い水分補給等の声を掛け合い、体調が悪い場合は、躊躇なく近くの人に助けを求めることを指導すること。

ウ 部活動終了後も、生徒一人ひとり、全員の健康観察と体調を確認し、体調がすぐれない生徒等はすぐに帰宅させないこと。

エ 生徒が下校する際は、学校メール配信システム（さくら連絡網）で、部活動の終了及び下校の開始等について、保護者に連絡するなど、生徒が安全に下校できるよう配慮すること。

## 7 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

- (1) 教育委員会は、運動部活動や文化部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会・コンクール等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の数の目安等を定める。
- (2) 教育委員会が定める目安等は、主に教員特殊業務手当の支給対象となる対外運動競技等一覧に掲げる大会・コンクール等で、参加することが生徒や部顧問の過度の負担とならない範囲とする。
- (3) 教育委員会は、中体連主催以外の大会について、教員が休日の勤務として、運営に関わることがなくなるよう、また中体連主催以外の大会に生徒が参加する場合は、「保護者引率を可」として対応いただけるよう、関係種目に係る競技団体に対し、強く協力を求める。
- (4) 校長は、上記(1)～(3)を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

## 8 終わりに

- 部活動は、学校教育の一環として、長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が深く関わってきたものであり、その在り方については、社会的に大きな関心事となっている。
- 部活動を巡っては、これまでも学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである一方で、勝利至上主義を背景とした、行き過ぎた指導や体罰などの不適切な指導、教員の過度な負担など、様々な課題が指摘されてきた。
- また、今後も進む少子化により、地域によっては、学校における現在のような部活動を維持することが困難となる危機に直面している。
- 本方針は、これらの背景から、生徒の視点に立った、部活動改革に向けた具体の取組について示すものであるが、将来に向け、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場と機会を確保する視点で、部活動の地域との連携や地域クラブ活動（スポーツ・文化芸術活動）への段階的な移行を視野に入れ、生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の実施に取り組む必要がある。
- そのため、教育委員会では、令和6年5月に「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」を策定し、今後は、本基本方針に基づき、段階的な学校部活動の地域クラブ活動への移行を着実に進めていく。なお、取組の推進に当たっては、国、県の方針等を踏まえ、生徒や保護者等の理解を得つつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりしながら進めていく。

# 《 参 考 》



～ 「部活動用指導手引」等を活用した適切な指導の実施に向けて ～

## 【 スポーツ庁 】

### 運動部活動用指導手引

(中央競技団体の作成した運動部活動用指導手引の紹介)

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm)



## 【 埼玉県教育委員会 】

### 運動部活動指導資料(三訂版)

(平成29年3月)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/unndoubukatsuodushidoushiryou.html>



## 【 埼玉県教育委員会 】

### 運動部活動の運営等に係る指導の手引(運動部活動のQ&A)

(平成30年7月)

[https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/111413/300713\\_guidelineqa.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/111413/300713_guidelineqa.pdf)



## 【 埼玉県教育委員会 】

### 文化部活動の効率的・効果的な指導についての手引(文化部活動のQ&A)

(令和3年3月)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/212828/bunkabukatudounokouditutekikoukatekinasidounotebiki0303.pdf>



## 【 独立行政法人 日本スポーツ振興センター 】

### パンフレット「なくそう!運動部活動の事故」

(令和4年3月)

[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouhou/pdf/R3\\_undoubukatudou/nakusou\\_undoubukatsudounojiko.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouhou/pdf/R3_undoubukatudou/nakusou_undoubukatsudounojiko.pdf)





上教指第932号  
令和5年8月4日

各上尾市立中学校長 様

上尾市教育委員会教育長

部活動等における熱中症事故防止の徹底について（通知）

このことについて、別添写し（令和5年8月3日付け教保体第819-2号）のとおり埼玉県教育委員会教育長から通知がありました。

つきましては、関係資料を送付しますので、貴職下職員に周知の上、事故防止に万全を期すよう指導を徹底願います。

また、下記の内容についても、併せて対応願います。

#### 記

- 1 暑さ指数（WBGT）の計測結果を記録する。  
※別添「熱中症予防に係る活動記録簿」を必要に応じて活用する。
- 2 活動後は、木陰や涼しい環境（エアコンのある教室等）で、生徒に水分補給をさせながら健康観察を行う。また、心身のクールダウンを図り、十分に休息時間を確保する。
- 3 生徒が下校する際は、学校メール配信システム（さくら連絡網）で、部活動の終了及び下校の開始等について、保護者に連絡するなど、生徒が安全に下校できるよう配慮する。

担 当 学校教育部指導課 玉造 馬場 遠藤  
電 話 775-9672  
FAX 775-5633  
E-mail s732000@city.ageo.lg.jp



教保体第819-2号  
令和5年8月3日

各市町村教育委員会教育長 }  
各教育事務所(支所)長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

### 部活動等における熱中症事故防止の徹底について(通知)

部活動の指導については、日頃から格別の御配慮をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和5年7月28日、山形県米沢市において、部活動の帰宅途中の女子中学生が、熱中症の疑いで死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。

つきましては、改めて、部活動実施に関する慎重な判断や、登下校や移動時の留意事項について、下記の事項に留意の上、部活動における熱中症事故防止に万全を期すようお願い申し上げます。

また、市町村教育委員会におかれましては、別添の令和5年7月31日付文部科学省・スポーツ庁事務連絡「事件事故情報の共有・注意喚起について」を参照の上、各学校において自校の備えの確認がなされるよう御配慮いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 気象条件に留意した計画と指導

- (1) 実施の期日や活動時間帯、内容などの計画を立てるに当たっては、熱中症警戒アラートの発令時や、暑さ指数(WBGT)が31以上の時、最高気温が摂氏(以下同様)35℃以上の予報が出された場合や、活動中に35℃以上になった場合について基本的に中止を前提とした判断をするなど、生徒の安全確保を最優先とすること。
- (2) 暑さ指数(WBGT)が31未満の場合や、気温が35℃未満の場合でも、湿度や日差しの気象条件に注意を払い、休憩や水分補給を適切に行うなど予防策を講じること。
- (3) 活動場所に温度計や湿球黒球温度計(WBGT測定器)を設置するなど、活動中の気温や湿度等の変化を確実に把握し、熱中症予防に努めること。  
WBGTは、温度や湿度などの複数の環境要素を合わせて測定していることを踏まえ、活動場所ごと、活動時間ごとに測定すること。
- (4) 部活動を実施するに当たっては、気象状況に応じて活動時間を短縮することや休憩頻度を増やすことなどに配慮するとともに、生徒が無理に参加することのないよう配慮すること。
- (5) 部活動顧問や部活動指導員は活動前、活動中、活動後の生徒の体調管理を確実に行うこと。

- (6) 室内等の活動では、学校環境衛生基準においては、教室等の温度は 28℃以下であることが望ましいとされている。温熱環境は温度、相対湿度、気流等によって影響を受けるため、温度のみでなく、その他の環境条件や児童生徒等の健康状態も考慮した上で総合的な対応が求められる。

空調設備が設置された教室では、空調設備を利用して室内の温度を適切に管理すること。

また、空調設備が設置されていない教室等では、換気や扇風機等の使用を行った上で、適宜水分補給を行うよう指導すること。

## 2 登下校や移動時の留意事項

- (1) 登下校や移動時も、自分の体調を確認し、こまめな水分補給や休憩をとることを生徒に指導すること。
- (2) なるべく複数で登下校や移動を行い、お互い水分補給等の声を掛け合い、体調が悪い場合は、躊躇なく近くの大人に助けを求めることを指導すること。
- (3) 部活動終了後も、生徒一人ひとり、全員の健康観察と体調を確認し、体調がすぐれない生徒等はすぐに帰宅させないこと。

### 【参考】

- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「体育的活動時における事故防止について」（通知）  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/227234/r040401kyouhotaidai8gou.pdf>
- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止について」（通知）  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/227234/r010712kyouhotaidai720gou.pdf>
- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）  
[https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/27132/030611\\_necchushoguideline.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/27132/030611_necchushoguideline.pdf)

県教育局県立学校部  
保健体育課  
048-830-6929  
県教育局市町村支援部  
義務教育指導課  
048-830-6777

事務連絡  
令和5年7月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課 御中  
附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

スポーツ庁地域スポーツ課

事件・事故情報の共有・注意喚起について  
(部活動の帰宅中における中学生の死亡事案(熱中症疑い)の発生について)

下記のとおり事件・事故情報を共有します。

再発を防ぐため、留意事項を踏まえ、各校の備えを改めて確認する等対応について  
よろしくお取り計らい願います。

記

発生日時	令和5年7月28日 午前11時頃
被害状況	生徒1名死亡
事件・事故の概要	部活動の帰宅中に歩道で熱中症とみられる症状で倒れ、意識不明の状態 で病院に搬送され死亡したもの
再発防止のための留意事項	<p>令和5年4月28日付け文部科学省通知「学校教育活動等における熱中症事故の防止について(依頼)」において、熱中症事故を防止するための環境整備として、<u>気温が高くなる前からの対策、適切な水分補給や空調の利用などを行うことや、各種活動実施に関する判断基準の例として、各学校で定めることが義務となっている「危機管理マニュアル」等において予め各種活動の判断基準や判断者を定めておくこと、活動実施の判断には熱中症警戒アラートや暑さ指数を用いることが考えられること、更には児童生徒等への熱中症防止に関する指導として、児童生徒等自らが体調管理等を行うことができるよう、帽子の着用や水分補給、体調不良時の対応に関する適切な指導を行うこと等について依頼をしています。</u></p> <p>また、令和5年5月12日付けスポーツ庁通知「熱中症事故の防止について(依頼)」において、熱中症は、<u>スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずることや、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと等について通知していますので、改めてご確認いただき、適切な対応の徹底をお願いします。</u></p>

参考資料	<p>令和5年4月28日付け文部科学省通知  <a href="#">「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」</a></p> <p>令和5年5月12日付けスポーツ庁通知  <a href="#">「熱中症事故の防止について（依頼）」</a></p> <p>文部科学省学校安全ポータルサイト  <a href="#">「熱中症・水難事故防止関連情報」</a></p>
------	--

※ 参考資料にはリンクを貼っていますので、クリックで資料に遷移します。

<p><b>【担当】</b>          文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課          安全教育推進室 学校安全係 電話：03-6734-2966</p> <p>スポーツ庁地域スポーツ課 学校運動部活動係 電話：03-6734-3953</p>
---

